

2021年3月22日

新型コロナウイルス感染症にかかる対面授業出席への 配慮申請およびPC・ルーター貸与について

法政大学

既報(2021年度の授業実施について(第3報)3/19 ホームページ掲載)のとおり、現時点においては、通学を前提とした対面授業が基本となります。ただし、日本に入国できない外国人留学生や基礎疾患等を有し対面授業の出席が困難な学生に対しては、対面ではなくては教育目的を達成できない一部の科目を除き、オンラインによる受講保障をすることを原則としています。

個々の授業形態(対面・オンライン等)については、3月22日以降に、学部WebサイトやWeb掲示板等で周知しております。なお、配慮申請が認められた学生を対象に、PCやルーターを貸与可能です。希望する学生は、以下の手順で申請してください。

1 配慮申請対象者

- (1) 政府による往来制限等の理由により、日本に入国できない外国人留学生
- (2) 基礎疾患等を有している学生

※(1)および(2)以外に、本人の瑕疵によらない止むを得ない事情がある場合には学部窓口までご相談ください。

2 PC・ルーター貸与について

- ・(2)対象者のうち、配慮が認められた学生を対象に、採否を決定します。貸与台数には限りがあります。あらかじめご了承ください。

3 申請手続き

以下サイトから必要な情報を入力ください。

<https://forms.gle/QMa5iQiUYzCgDbFNA>

4 締切

申請締切: 4月4日(日)

※ただし、4/7授業初日に、PC貸与を希望する場合は、3月29日(月) 15:00 締切

5 今後の流れ

(1) 配慮申請者

4月6日(火)までに、結果を通知します。初回授業までに、担当教員に通知を提出してください。なお、本登録した科目の担当教員にも、忘れないよう提出してください。

(2) PC 貸与について

貸与が認められた学生には、4月5日(月)に発送します。

以上